

# 住民税の税制改正のお知らせ

## ① 住宅ローン控除に伴う住民税の減額

平成19年に国(所得税)から地方(住民税)への税源移譲が行われました。この税源移譲で所得税が減額となるために、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税(所得割)から控除できます。

対象者	平成11～18年までに入居した人で、今回の税源移譲によって住宅ローン控除可能額が所得税から控除しきれず、平成19年分以降の所得税における住宅ローン控除による減税額が減ってしまう方。
申告期限 ・ 申告方法	該当する年分の翌年3月15日まで(平成19年分は平成20年3月17日まで)。所得税の確定申告をしない方は源泉徴収票と住宅借入金等特別税額控除申告書を平成20年1月1日現在お住まいの市町村役場へ提出。所得税の確定申告をする方は確定申告書と一緒に住宅借入金等特別税額控除申告書を税務署へ提出してください。申告書は税務課又は税務署で配布します。

## ② 地震保険料控除の創設

地震保険料を対象とする地震保険料控除が創設されました。対象となる保険契約があれば、各保険会社から証明書が発行されますので申告時に提出してください。

**【控除額】** 払込み保険料の1/2。最高2万5千円(所得税5万円)

**【経過措置】** 現行の損害保険料控除は廃止されましたが、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等に係る損害保険については、経過措置として最高額1万円(所得税1万5千円)を地震保険料控除の対象とすることができます。

地震保険料と旧長期損害保険料の両方がある場合の控除額は、それぞれの方法で計算した金額の合計額となり、最高額は2万5千円(所得税5万円)です。

※ただし、一つの保険契約が、地震保険料控除と旧長期損害保険料控除のいずれも該当する場合は、どちらか一方の控除しか受けられません。

## ③ 税源移譲時の年度間の所得変動に係る減額措置 (平成19年度住民税のみ適用で、平成20年7月に申告が必要。)

平成19年中の所得が大きく下がり、所得税がかからなくなってしまった場合、平成19年度分の住民税(平成18年中の所得の計算)で税負担が上がった分を平成19年分の所得税(平成19年中の所得で計算)で調整することができなくなってしまいます。そこで、このような年度間の所得変動に伴う負担増を調整するため、平成19年度分の住民税を移譲前の住民税額まで減額する措置がとられます。

**【対象者】** 平成20年3月17日までに、平成19年中の所得の申告が必要。(収入の有無にかかわらず)

申告に基づき該当の有無を決定し、該当者には6月下旬ごろ減額申告書を送付しますので、7月31日までに役場へ提出してください。

問い合わせ 税務課 ☎ 893-1118

## 『シルバーハウス』入居者募集

『シルバーハウス』の入居者募集を次のとおり行います。

▶ **入居資格** 現在、いの町に住所を有する65歳以上の虚弱な高齢者であり、夫婦等の二人世帯で、現に住宅に困窮している方。

・申込書配布及び受付期間

2月18日(月)～2月29日(金)

(ただし、土、日、祝日を除く。)

- ・募集戸数 2人部屋3戸
- ・場所 いの町6032番地3 ウエルネス伊野
- ・間取り 1LDK
- ・使用料 入居者の収入により、4,800円～24,000円
- ・その他 入居が決定すれば、収入申告及び保証人が必要となります。

▶ **申込書配布・受付・問い合わせ**

福祉課(すこやかセンター伊野内) ☎ 893-3810

吾北総合支所ほけん福祉課 ☎ 867-2312

本川総合支所ほけん福祉課 ☎ 869-2114

## いの町公式ホームページでいの町男女共同参画社会に関する意識調査結果を掲載しています

いの町では、男女が互いの人権を尊重しつつ、その個性と能力を十分に発揮することができる社会を目指すため、昨年5月に、20歳以上の町民1,000人を対象として「男女共同参画社会に関する意識調査」を実施しました。

今年度は、平成15年度に策定された男女共同参画

プランの中間時期であり、調査は平成13年度に合併前の伊野町で実施したものと同一内容を用いて調査を行いました。調査結果内容は、いの町公式ホームページに掲載をしています。是非ご覧ください。

企画課